

【別表】

令和元年度 特定調達品目の分野及び品目一覧

10分野70品目


令和元年7月1日以降適用

分野	品目
紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙（色紙や上質紙を除くA3・A4・B4・B5サイズに限る） ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー
文具類	<ul style="list-style-type: none"> ・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・ゴム印 ・回転ゴム印 ・定規 ・トレー ・消しゴム ・ステープラー（汎用型：別称ホッチキス） ・連射式クリップ（本体：別称ガチャック） ・事務用修正具（テープ） ・事務用修正具（液状） ・クラフトテープ ・粘着テープ（布粘着） ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ ・パンチ（手動） ・マウスパッド ・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット ・のり（液状）（補充用を含む。） ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。） ・のり（固形） ・のり（テープ） ・ファイル ・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム ・つづりひも ・ノート ・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド
オフィス家具等	<ul style="list-style-type: none"> ・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外）
電子計算機等	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機（別称：パソコン） ・磁気ディスク装置（別称：ハードディスク） ・記録用メディア（CD・DVD・BDに限る）
オフィス機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・電子式卓上計算機（別称：電卓）
エアコンディショナー等	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光灯照明器具 ・蛍光ランプ（大きさの区分40形直管蛍光ランプ）
自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車 ・乗用車用タイヤ（夏タイヤに限る）
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器
作業服	<ul style="list-style-type: none"> ・作業服（防寒具を除く） ・帽子

【備考】

- ・古紙、古紙パルプ配合率、再生プラスチック、その他本計画で特段の定めがない語句の定義については、国の定義と同様とする。
- ・特殊な用途に使用するため、支障のある場合は対象外とする。

1 紙類 (3品目)

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
コピー用紙	<ul style="list-style-type: none"> 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 バージンパルプの合法性が担保されていること。 製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること。 	 エコマーク
トイレットペーパー	<ul style="list-style-type: none"> 古紙パルプ配合率 100%であること。 	
ティッシュペーパー		

【備考】

- ・エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。
- ・コピー用紙に係る指標内容と総合評価の計算式は以下のとおり。

指標項目		評価式	変数範囲	重み付け	点数範囲
基本項目	古紙パルプ配合率 (%) x_1	$y_1 = x_1 - 20$	$70 \leq x_1 \leq 100$	1	$50 \leq y_1 \leq 80$
	森林認証材パルプ利用割合 (%) x_2	$y_2 = x_2 + x_3$	$0 \leq x_2 + x_3 \leq 30$	1	$0 \leq y_2 \leq 30$
	間伐材等パルプ利用割合 (%) x_3			1	
	その他持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%) x_4	$y_3 = 0.5 \cdot x_4$	$0 \leq x_4 \leq 30$	0.5	$0 \leq y_3 \leq 15$
加点項目	白色度 (%) x_5	$y_4 = -x_5 + 75$	$60 \leq x_5 \leq 75$	—	$0 \leq y_4 \leq 15$
	坪量 (g/m ²) x_6	$y_5 = -2.5 \cdot x_6 + 170$	$62 \leq x_6 \leq 68$	—	$0 \leq y_5 \leq 15$


※白色度について、 $x_5 < 60$ の場合は $x_5 = 60$ 、 $x_5 > 75$ の場合は $x_5 = 75$ とする。


※坪量について、 $x_6 < 62$ の場合は $x_6 = 62$ 、 $x_6 > 68$ の場合は $x_6 = 68$ とする。


■総合評価値の計算式

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + (y_4 + y_5) \geq 80$$

2 文具類 (49 品目)

品目	評価基準	参考となる 環境ラベル
【文具類共通】	<p>【共通基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①プラスチックの場合にあっては、再生プラスチック配合率40%以上であること。</p> <p>②木質の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。</p> <p>イ 原料として使用される原木は合法的な木材が使用されていること。</p> <p>③紙の場合にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ バージンパルプの合法性が担保されていること。</p>	 エコマーク
シャープペンシル	・共通基準を適用	
シャープペンシル替芯	・共通基準を容器に適用	
ボールペン	・共通基準に加え、 <u>芯が交換できること。</u>	
マーキングペン	・共通基準を適用	
鉛筆		
スタンプ台	・再生プラスチック配合率70%以上であること。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上)	
朱肉		
ゴム印	・共通基準を適用	
回転ゴム印		
定規		
トレー		
消しゴム	・共通基準を巻紙又はケースに適用	
ステープラー (汎用型 : 別称ホッチキス)	・再生プラスチック配合率70%以上であること。	
連射式クリップ (本体 : 別称ガチャック)	・再生プラスチック配合率70%以上であること。(ポストコンシューマ材料の場合は60%以上)	
事務用修正具 (テープ)		
事務用修正具 (液状)	・共通基準を容器に適用	
クラフトテープ	・古紙パルプ配合率40%以上であること。 ・バージンパルプの合法性が担保されていること。	
粘着テープ (布粘着)	・共通基準を適用	



品目	評価基準	参考となる 環境ラベル
両面粘着紙テープ	<ul style="list-style-type: none"> 古紙パルプ配合率 40%以上であること。 バージンパルプの合法性が担保されていること。 	 エコマーク
製本テープ	<ul style="list-style-type: none"> 共通基準をテープ基材に適用。 	
ブックスタンド	<ul style="list-style-type: none"> 再生プラスチック配合率 70%以上であること。(ポストコンシューマ材料の場合は 60%以上) 	
ペンスタンド	<ul style="list-style-type: none"> 共通基準を適用 	
クリップケース		
はさみ		
パンチ (手動)		
マウスパッド		
カッターナイフ		
カッティングマット		
デスクマット		
のり (液状) (補充用を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 共通基準を容器に適用 	
のり (澱粉のり) (補充用を含む)		
のり (固形)	<ul style="list-style-type: none"> 共通基準を容器及びケースに適用 	
のり (テープ)		
ファイル	①金属を除く主要材料が紙の場合にあつては、次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。 イ バージンパルプの合法性が担保されていること。 ②上記①以外の場合にあつては、共通基準を適用。	
バインダー		
ファイリング用品	<ul style="list-style-type: none"> 共通基準を適用 	
アルバム		
つづりひも	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの要件を満たすこと。 ①主要材料が紙の場合にあつては、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。 バージンパルプの合法性が担保されていること。 ②主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチック配合率 70%以上であること。(ポストコンシューマ材料の場合は 60%以上) ③上記①又は②以外の場合にあつては、共通基準を適用。 	

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
ノート	<ul style="list-style-type: none"> 古紙パルプ配合率 70%以上であること。 バージンパルプの合法性が担保されていること。 塗工されているものについては塗工量が両面で 30g/㎡以下であり、塗工されていないものについては白色度が 70%程度以下であること。 	 エコマーク
パンチラベル	<ul style="list-style-type: none"> 共通基準を適用 	
タックラベル	①主要材料が紙の場合にあつては、次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。(粘着部分を除く) イ バージンパルプの合法性が担保されていること。 ②上記①以外の場合にあつては、共通基準を適用。	
インデックス		
付箋紙		
付箋フィルム	<ul style="list-style-type: none"> 共通基準を適用 	
ごみ箱	①主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチック配合率 70%以上であること。(ポストコンシューマ材料の場合は 60%以上) ②上記①以外の場合にあつては、共通基準を適用。	
リサイクルボックス		
チョーク	<ul style="list-style-type: none"> 再生材料が製品全体重量比で 10%以上使用されていること。 	
グラウンド用白線	<ul style="list-style-type: none"> 再生材料が製品全体重量比で 70%以上使用されていること。 	
梱包用バンド	①主要材料が紙の場合にあつては、古紙パルプ配合率 100%であること。 ②主要材料がプラスチックの場合にあつては、ポストコンシューマ材料の再生プラスチックが 25%以上使用されていること。(廃ペットボトルのリサイクル製品は除く)	

【備考】

- ・エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。
- ・金属が主要材料であつて、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは対象外とする。
- ・「ステープラー（汎用型）」とは、10号のつづり針を使用するハンディタイプのをいう。
- ・「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。
- ・「バインダー」とは穴をあけずにとじる、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
- ・「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。
- ・「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。

3 オフィス家具等（4品目）





品目	評価基準	参考となる 環境ラベル	
いす	<p>【全品目共通基準】</p> <p>・保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後 5 年以上とすること。</p> <p>①主要材料がプラスチックの場合にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア 再生プラスチックがプラスチック重量比で 10%以上使用されていること。</p> <p>イ 植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されてものがプラスチック重量の 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。</p> <p>②主要材料が木質の場合にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること又は原料として使用される原木は合法的な木材が使用されていること。</p> <p>イ 材料からのホルムアルデヒドの拡散速度が0.02mg/m³h以下であること。</p> <p>③主要材料が紙の場合にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ バージンパルプの合法性が担保されていること。</p> <p>④大部分の材料が金属類（95%以上）の棚又は収納用什器の場合にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 棚板の機能重量が0.1以下であること。</p> <p>イ 単一素材分解可能率が85%以上であること。</p> <p>ウ リデュース及びリサイクルに配慮された設計であること。</p>	 <p>エコマーク</p>	
机			 <p>JOIFA グリーンマーク</p>
棚			
収納用什器（棚以外）			

【備考】

- ・エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。ただし、エコマークでは、植物を原料とするプラスチックの基準はない。
- ・JOIFA グリーンマークが添付されているものは、グリーン購入法に適合している。
- ・機能重量とは、棚板の重さ当たりの耐荷重（棚板重量（kg）÷ 棚耐荷重（kg））をいう。
- ・単一素材分解可能率とは、製品の部品数のうち、単一素材まで分解可能な部品数の割合をいう。

$$\text{単一素材分解可能率（\%）} = \text{単一素材まで分解可能な部品数} / \text{製品部品数} \times 100$$



4 画像機器等（3品目）

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
電子計算機（別称：パソコン）	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率は、省エネ法又は国際エネルギースタープログラムのいずれかを適用すること。 ア 省エネ法：サーバ型は180%以上、クライアント型は200%以上達成であること。 イ 国際エネルギースタープログラム：Ver. 6.0 基準適合であること。 ・パーソナルコンピュータの場合にあつては、特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ・一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器及び機能の簡素化がなされていること。 	 <p>国際エネルギー スタープログラ ム(エネスタ)</p>  <p>省エネ ラベリング制度</p>
磁気ディスク装置（別称：ハードディスク）	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上であること。 	
記録用メディア（CD・DVD・BDに限る）	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生プラスチック30%以上又は古紙パルプ配合率70%以上（エコマーク認定品）であること。 ・スリムタイプ又はスピンドルタイプであること。 ・植物由来のプラスチックであること。 	 <p>エコマーク</p>

【備考】

- ・電子計算機は、省エネ法の対象機種、又はエネスタの対象機種とする。ただし、グリーン購入法では、省エネ法では対象外の20万メガ演算以上のクライアント型電子計算機も対象とする。エネスタの基準を適用する場合は、エネスタの対象品目が対象範囲となる。
- ・「一般行政事務用ノートパソコン」とは、行政事務用として使用するノートパソコンであつて、モバイル用を除く。
- ・「搭載機器及び機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。
 - ア 内蔵モデム、無線LAN、CD/DVD、BDドライブ等は非搭載（カスタマイズ可能）であること。
 - イ USBインターフェースが2つ以上あること。
 - ウ 赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等は装備されていないこと。
- ・磁気ディスク装置の対象は、省エネ法の対象機種とし、省エネラベル緑色はグリーン購入に適合している。
- ・記録用メディアの対象は、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-REとする。
- ・記録用メディアについては、エコマーク認定品はグリーン購入法に適合している。




5 オフィス機器等 (1 品目)

品目	評価基準	参考となる 環境ラベル
電子式卓上計算機 (別称：電卓)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ・ 再生プラスチック配合率40%以上であること。 	 <p>省エネ ラベリング制度</p>  <p>エコマーク</p>

【備考】

- ・ 電子式卓上計算機の対象は、通常の行政事務の用に供するものとする。
- ・ 電子式卓上計算機について、エコマーク認定品は、使用電力に係る基準（太陽電池からの供給割 50%以上）は満たしている。



6 エアコンディショナー等 (3品目)

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
エアコンディショナー	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用エアコン（直吹形で壁掛け形のもの）4.0kW以下、統一省エネラベル「☆☆☆☆」又は「☆☆☆☆☆」 ・上記以外の家庭用のエアコン4.0kW～28kW以下、統一省エネラベル「☆☆☆☆」又は「☆☆☆☆☆」 ・業務用エアコン50.4kW以下、「平成28年度環境物品の調達に関する基本方針（情報ライブラリに掲載）」のP96表3の区分ごとの数値の88%以上 ・家庭用のエアコンディショナーの冷媒に使用されている物質の地球温暖化係数は750以下であること。 ・オゾン層破壊物質が使用されていないこと。 ・特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。 	 <p>統一省エネラベル</p>  <p>JIS マーク</p>  <p>省エネラベリング制度</p>
ガスヒートポンプ式冷暖房機	<ul style="list-style-type: none"> ・期間成績係数が1.07以上（JIS規格適合機種のうちAPF p 1.07以上が適合） ・オゾン層破壊物質不使用 	
ストーブ	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上であること。 	

【備考】

- ・エアコンディショナーの対象範囲は、省エネ法の対象機種とする（家庭用及び業務用）。冷房能力が28kW（マルチタイプの場合は50.4kW）を超えるものは、物品としては適用外とする。マルチタイプは室外機1台に対し室内機を2台接続するものをいう。
- ・エアコンディショナー（家庭用）については、省エネ法の多段階評価基準「☆☆☆☆」又は「☆☆☆☆☆」のものが基準を満たす。
- ・ガスヒートポンプ式冷暖房機は、JIS規格適合機種のうちAPF p 1.07以上が適合となる。
- ・ガスヒートポンプ式冷暖房機の対象範囲は、定格冷房能力が、7.1kWを超え28kW未満のものとする。
- ・ストーブの対象は、省エネ法の対象（ガス又は灯油を燃料とするもの）とする。
- ・ストーブについては、緑色の省エネラベルの製品が基準を満たす。



7 照明 (2 品目)

品目	評価基準	参考となる 環境ラベル
蛍光灯照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用の場合にあつては、統一省エネラベル「☆☆☆☆」又は「☆☆☆☆☆」であること。 ・施設用及び卓上スタンドの場合であつては、省エネ法のトップランナー基準であること。 ・特定の化学物質の含有率が基準値以下であり、含有情報が公表されていること 	 <p>統一省エネラベル</p>
蛍光灯ランプ (40 形直管蛍光灯ランプ)	<p>①高周波点灯専用形 (H f) の場合にあつては、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア エネルギー消費効率(ランプ効率)は100lm/W以上であること。</p> <p>イ 演色性は平均演色評価数 R a が80以上であること。</p> <p>ウ 管径は25.5 (±1.2) mm以下であること。</p> <p>エ 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。</p> <p>オ 定格寿命は10,000時間以上であること。</p> <p>②ラピッドスタート形又はスタータ形の場合にあつては、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア エネルギー消費効率(ランプ効率)は85lm/W以上であること。</p> <p>イ 演色性は平均演色評価数 R a が80以上であること。</p> <p>ウ 管径は32.5 (±1.5) mm以下であること。</p> <p>エ 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。</p> <p>オ 定格寿命は10,000時間以上であること。</p>	 <p>省エネラベル 制度</p>

【備考】

- ・ 蛍光灯照明器具の対象は、省エネ法の対象機種とする。
- ・ 家庭用蛍光灯照明器具については、省エネ法の多段階評価基準「☆☆☆☆」又は「☆☆☆☆☆」のものが基準を満たす。
- ・ 施設用蛍光灯照明器具及び卓上スタンドについては、省エネラベル緑色のものはエネルギー消費効率に係る判断基準を満たす。
- ・ 「施設用」とは、接続機ではなく電源側の電線と接続することが必要な器具をいい、「家庭用」とは、差込プラグや引掛けシーリングローゼット等の接続器により容易に接続できる器具をいう。

8 自動車等（2品目）

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
自動車	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車又はクリーンディーゼル自動車（10人以下の乗用車に限る。）であること。 ガソリン車については、平成27年度燃費基準達成かつ低排出ガス車であること。（排出ガス基準値は平成17年基準：乗用車は☆☆☆☆、乗用車以外は☆☆☆） ディーゼル車については、平成27年度燃費基準達成車であること。 LPガス車については、平成22年度燃費基準達成かつ低排出ガス車であること。（排出ガス基準値は平成17年基準：乗用車は☆☆☆☆、貨物車は☆☆☆） 	 <p>自動車の燃費性能の評価及び公表</p>  <p>低排出ガス車認定</p>

【備考】


- 自動車燃費性能評価・公表制度の「平成27年度燃費基準達成車」のラベルが貼付され、かつ、低排出ガス車認定制度の「☆☆☆☆」（乗用車）、「☆☆☆」（小型バス、小型貨物車）のラベルが貼付されているものは、グリーン購入法に適合している。
- 自動車の燃料基準値及び排ガス基準値は、以下のとおり。

【燃費基準値】

区分	ガソリン	ディーゼル	LPガス
乗用車	平成27年度燃費基準達成	平成27年度燃費基準達成	平成22年度燃費基準達成
小型バス	平成27年度燃費基準達成	平成27年度燃費基準達成	—
小型貨物車	平成27年度燃費基準達成	平成27年度燃費基準達成	グリーン購入法独自基準
路線バス・一般バス	—	平成27年度燃費基準達成	—
トラック等	—	平成27年度燃費基準達成	—
トラクタ	—	平成27年度燃費基準達成	—

【排出ガス基準値】


区分	ガソリン車及びLPガス車	
乗用車	平成17年排出ガス基準値より75%以上低減	低排出ガス車認定制度 ☆☆☆☆
小型バス・小型貨物車	平成17年排出ガス基準値より50%以上低減	低排出ガス車認定制度 ☆☆☆

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
乗用車用タイヤ(夏タイヤに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・転がり抵抗係数が9.0以下かつウェットグリップ性能が110以上であること。 ・スパイクタイヤでないこと。 	 <p>低燃費タイヤ 統一マーク</p>

【備考】

- ・転がり抵抗係数が9.0以下のものとは、低燃費タイヤ統一マークでのグレードがAAA～Aのものである。
- ・ウェットグリップ性能が110以上のものとは、低燃費タイヤ統一マークでのグレードがa～dのものである。
- ・市販用タイヤを対象とし、新車等の購入時に装着されているものは適用外とする。
- ・スタッドレスタイヤは適用外とする。

9 消火器 (1 品目)

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・消化薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 ・廃消火器の回収等のシステムがあること。 	 <p>エコマーク</p>

【備考】

- ・エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。
- ・対象は、粉末ABC消火器とする。(A:普通火災、B:油火災、C:電気火災)
- ・回収等のシステムとは、次の要件を満たすことをいう。
 - ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に廃消火器を回収するルートを構築していること。
 - イ 製品本体、カタログ又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し、回収方法、回収窓口等が表示又は提供されていること。
 - ウ 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 - エ 回収された製品のうち、再使用又はリサイクルできない部分については、エネルギー回収すること。

10 作業服 (2品目)

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
作業服 (防寒具を除く)	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 (裏生地を除く) ※ポリエステルが裏生地を除く繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比 50%以上 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 植物を原料とする合成繊維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有 	 <p>エコマーク</p>  <p>PETボトル 再利用品</p>
帽子	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上 	<p>PETボトルリサイクル推奨マーク</p>  <p>H26.3 まで</p>  <p>H26.4 から エコ・ユニフォーム マーク</p>

【備考】

- ・PET ボトルリサイクル推奨マークがついたものは、グリーン購入法に適合している。
- ・エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。
- ・エコ・ユニフォームマークがついたものは、グリーン購入法に適合している。
- ・「回収システム」とは、メーカーや販売者が回収ルートを構築しており、製品やカタログ等に回収に関する情報提供がされていることをいう。
- ・市指定の作業着は、夏服・冬服の上下どちらもグリーン購入法に適合している。市指定の防寒具は、グリーン購入法に適合していないため集計対象外としている。